

総務委員会会議録

平成22年5月25日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:05

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

契約課長

それでは補足説明をさせていただきます。

平成21年度における工事契約の落札率、条件付き一般競争入札の実施状況等につきまして、ご報告をいたします。お手元に配付いたしております資料により説明させていただきます。

まず資料の「平成21年度工事契約落札率別内訳表」でございますが、1ページをお願いいたします。1ページには市長部局の設計金額130万円以上の工事案件について、落札率別に記載したものであります。合計で193件、契約金額総額20億1987万8,700円となっており、全体の平均落札率は90.26%となっています。また、条件付き一般競争入札につきましては、平均落札率は84.42%で、一般競争入札に該当しない設計金額1000万円以上の指名競争入札における平均落札率は93.40%となっております。

2ページをお願いいたします。上下水道局における設計金額が130万円以上の工事案件につきましては、市長部局と同様に落札別に記載したものであります。合計で85件、契約金額総額18億2032万1,895円となっており、全体の平均落札率は88.37%となっております。また、一般競争入札における平均落札率は83.16%、設計金額1000万円以上の指名競争入札における平均落札率は88.17%となっております。

次に資料3ページの「平成21年度条件付き一般競争入札実施状況について」のご説明をいたします。3ページから4ページにかけては、市長部局における条件付き一般競争入札の実施状況を記載しております。左から工事名、工事等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては19件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては土木一式工事が11件、建築一式工事が8件となっております。落札率につきましては4ページの一番下の欄に平均として記載をいたしておりますが、84.42%となっております。

次に5ページをお願いいたします。5ページから6ページにかけては、上下水道局の一般競争入札の実施状況について記載をいたしております。上下水道局におきましては23件の一般競争入札を執行いたしておりますが、その内訳といたしましては土木一式工事が19件、建築一式工事が2件、市外によるものが2件でございます。

落札率につきましては6ページの一番下の欄に平均として記載をいたしておりますが、83.16%となっております。全体で42件の一般競争入札を執行いたしておりますが、42件のうち40件が最低制限価格で応札し、そのうち39件がくじ引きとなっております。

次に、資料7ページの平成18年度から21年度の平均落札率の推移として、市長部局と上下水道局、それぞれの平均落札率を記載いたします。市長部局の全体の落札率を見ますと、平成20年度90.70%、21年度90.26%で0.44ポイント低くなっております。また上下水道局の全体の落札率を見ますと、平成20年度89.57%、21年度88.37%で1.20ポイント低くなっています。

資料の説明は以上でございますが、続きまして1月28日の総務委員会で、秀村委員から「平成22年度に向けた入札制度の見直しをしているものがあればお示しください」との質問がありました件につきまして、現時点での検討をしております概要についてでございますが、「条件

付き一般競争入札の拡充、最低制限価格によるくじ引き抽選等の決定方法」などにつきまして引き続き検討いたしております。できるだけ早い段階で取りまとめ、入札制度検討委員会に諮りまして、総務委員会にご報告申し上げたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料及び補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

日本共産党の川上直喜です。ただいまご説明のありました資料を見ておりましたも、とりわけ7ページの平均落札率の比較表を見ておりますと、全体として競争性が高まってきているかというふうに思います。今後引き続き、今後の検討課題と言われましたけど、条件付き一般競争入札の拡充については特別に努力していく必要があるというふうに私も思います。そこで2、3数字的なところをあげてお聞きしたいんですが、1つは1ページの市長部局の落札率別内訳表についてなんですが、平均落札率を見ておりますと一般競争入札が84.42%、これに対して指名競争入札、設計金額1000万円以上ということになってますけど、これは93.40%ということで、9%くらいの開きがあるんですね。これについてはどういうふうに見ておられますか。

契約課長

確かに指名競争入札と一般競争入札の差がかなり出ておりますが、これにつきましては一般競争入札につきましては、最低制限価格による応札がほとんどであったということでございまして、指名競争入札につきましては最低制限価格を設定いたしておりますが、その範囲内で落札、応札があったということでございます。

川上委員

災害復旧工事については、諸事情によって高止まりというか、100%に近いところで張り付いたというような事情は聞いております。私が疑問に思うのは、指名競争入札が一般競争入札と比べて高いというだけではなくて、水準が93.4という非常な高率になっておるといところなんです。この指名競争入札は、どうしてこの93.4というような数字で張り付いていくのか、それについてどういうふうにお考えですか。

契約課長

指名競争入札の93.40でございまして、1ページの表でいきますと93%から95%のところ決定しているのが18件ということで非常に多うございまして。基本的には、条件付一般競争入札以外の専門工事での応札の結果、このジャンルといいますか、93%から95%を18件で応札がなされたという結果ではなかろうかというふうに思っております。

川上委員

7ページの平均落札率比較表を見ますと、市長部局なんですが18年度が96.63、19年度が91.59、20年度が指名のほうだけ見ると92.01、そして21年度が93.4ということになってるんですね。まあ、制度が違いますのでにわかには比較しにくい面もあるんですが、大きくくりで見ますとね、低下傾向にあったものが高くなる傾向に変わっておるんじゃないかと思うんだけど、それについてはどうお考えですか。

契約課長

先ほどご答弁申し上げました専門工事でございますが、その発注件数、専門工事における発注件数ですね、1000万円以上の発注件数、こういったものが20年度と比較しまして、若干専門工事のほうが多く発注されております。そういったことで専門工事のうち、新たに発注されたものがございまして、その落札率が93%から95%で応札がなされてるといったこと等がございまして、全体的に1000万円以上の専門工事における落札率が少し上昇したのではないかというふうに思っております。

川上委員

それだけかと思うんですね。例えば2ページに上下水道局の内訳表があります。上下水道局の場合は一般競争入札が83.16が平均落札率になってるんですね。指名競争入札を見ますと88.17%なんですね。この上下水道局の指名競争入札の88.17%と、市長部局の指名競争入札平均落札率93.40を比較しても、市長部局のほうは工事の性質とか違う面もありましようけど、高いと。つまり全体としては指名競争入札が低下傾向から上昇傾向に変わりつつある、傾向としては。その一方で上下水道局と比べても、非常に高い水準になっておるといのが先ほど言われた専門工事による理由だけかというふうに思うんですけど、そのところは検討されましたか。

契約課長

質問者が言われます、上下水道局との詳細は工事比較はいたしておりません。ですので、具体的には専門工事のジャンル、市長部局のほうにはいろいろジャンルがございまして、そちらのほうでの応札されたパーセンテージですね、そちらのケースが多かったということで理解いたしております。

川上委員

じゃあ、続けていいですか。最低制限価格の事前公表について、次に伺います。もともとこの事前公表が最低制限価格の事前公表行った目的は何であったかをお尋ねをします。

契約課長

入札の透明性、公平性、そういったものを含めまして平成12年度に適正化を、それから13年度で適正化指針というのが出されまして、これによりまして透明性、公平性を打ち出し、こういったものに基づきまして、予定価格を設定し飯塚市の場合につきましては、事前公表を行うということで投入しているところでございます。

川上委員

この最低制限価格を事前公表すると、なぜ透明性が確保され公平性も進むのか、そのところ少し説明してもらえますか。

契約課長

まず最低制限価格を事前公表、勿論予定価格も事前公表といえますのは、執行部が適正な施工と言いますか、業者に公表することによりまして積算の妥当性、これの指標になるということが1つございます。それからよく一般的に言われておりますが、予定価格を探ろうとする動き、そういったものを事前になくす、そういったけん制ということもございまして公表するということが含まれております。

川上委員

予定価格も事前公表、最低制限価格も事前公表をすれば、一般に言われる業者あるいは政治家の様々な入札執行をするところへの干渉あるいは圧力が少なくなるだろうと、もう公表されてるわけだから、情報いらぬからということなんでしょうけど、もう一つ重要なのは品質の確保とかいうことがあろうと思うんですね。それで積算の妥当性というふうにも言われました。そこでですね、工事費の内訳書についてお尋ねをしたいと思うんですね。ここ数年来、入札制度改革の努力がされてるんだけど、そういう中で工事費の内訳書の提出の義務づけが非常に大事な位置を占めるんじゃないかという指摘を委員会としてもされておったと思います。私も指摘してまいりました。それで現在実施されておると思うんですが、実施状況がどうなってるのかお尋ねします。

契約課長

現在、7000万円以上の工事につきまして、工事内訳書の提出を義務づけております。

川上委員

実施状況、義務づけは分かりますけど、どういうふうになってますか。

契約課長

平成21年度から試行的に導入いたしまして、平成21年度は5件提出をした入札を行います。

川上委員

それは、この提出資料の中にありますか。ちょっと指摘してください、ページと工事名と。

契約課長

資料の3ページをお願いいたします。番号でいきますと左から3番目、3、4、5、6、7でございます。これは設計金額7000万円以上ということでございますので、4件目の飯塚第一中学校大規模改造その3につきましては、予定価格が6990万7千円、これは税抜きでございますので、7000万円以上のということで対象となっております。

川上委員

そうすると、ここに書いてある、申請者数が書いてあります。14、14、12、12、この分だけ提出があったと、工事費内訳書があるということになりますね。それは契約課が管理しておられると思うんですが、契約課が管理していますか。

契約課長

契約課で管理いたしております。

川上委員

業者には、入札公告の折に提出を求めるといふふうに書いてると思うんだけど、なぜこういう制度を導入すると、そういう説明は業者にはされていますか。

契約課長

工事費に内訳書の提出につきましては、平成21年度から試行的に導入しているわけですが、公共入札の契約の適正化の促進に関する法律、この趣旨を踏まえて飯塚市が発注する建設工事の入札について、入札参加者の積算能力の促進を図るとともに不正行為の排除を徹底するため入札者は工事費内訳書の提出が必要となりますといった文書を渡しております。また提出の記載分につきましては、ホームページのほうにあげております。

川上委員

それだけの数の工事内訳書が提出されているんですけども、皆さんの方では提出された工事費内訳書、どういうところをどういう観点で見られるのですか。

契約課長

まず工事費内訳書、設計部署で設計書をつくります。設計書をつくりました際に、大きく分けますと大分類、中分類、小分類といたしまして、大分類はほとんどの金額を上を集計したもの、中分類というのが直接工事費、それから一般管理費、諸経費、そういったものも中分類、それから小分類につきましては、それ以下の積算した細かいそれぞれの積算した内容という形の中でいきますと、中分類と言いまして一般的に中分類というふうにいたしておりますが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、こういったものの概ねの用件が整った積算内訳書の提出をお願いするというところで運用をいたしております。

川上委員

そうなんでしょうけど、出されたものをあなた方がチェックしてるんでは。どういう点をチェックしておるのか、どういう点を気をつけて見ておるのか、お尋ねしてるんですけど。

契約課長

入札の際に、入札書と同時に工事費内訳書の提出をお願いいたしております。提出されました入札書は、入札執行担当が開札していくわけでございますが、その間工事費内訳書につきましては横のほうで設計担当、いわゆる技術者の方で積算の内訳の点検を行っております。点検の中身は、先ほど申し上げました中分類に該当しますものの積算内容の積算累計、積算の中身が入札書と符号してるかどうか積算を確認といたしますが、そういう作業を行って違算がない

か、特に大きな問題がないかといった点で見ております。

川上委員

数字が入札金額と、それから積算の金額が仮に違ってた場合はどういうことになりますか。

契約課長

積算内訳書の提出の金額と不一致ということがありましたときには、そういう事案は起こっておりませんけれども、万が一不一致があるということになりますと、その入札そのものが無効という。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 27

再 開 10 : 32

委員会を再開いたします。

契約課長

入札書と積算内訳書のトータル金額の不一致の場合、どういう対応かということにつきましては、現在そういった事案はあっておりませんが、もしあれば積算内訳書の中身につきまして積算が大丈夫かということで、落札決定前に業者のほうに確認することになるだろうというふうに思っております。この件につきましては、この対応につきましては現在そういう事案が起こっておりませんので、きちりとした形で疑義のないような形ですね、入札制度検討委員会等にはお諮りいたしまして内部的な対応につきまして決定いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

川上委員

今のところそれが起こっていないからというのではいかんと思うんですよね。試行であったもんで、万全の構えで試行しなきゃいかんですよ。工事がきちんと公共の福祉のために行われるべきだという観点からも、それから業者にとっては経営を守るということからも重要だと思うんで、試行だから考えてませんでしたということにはならないと思うんですね。入札金額と工事費内訳書の総括が一致しておくべきことは大前提と思います。これが狂っているようでは、違っているようでは、どちらかがおかしいわけですよ。工事費の内訳書を出させる意味がないでしょ。飯塚市では値引きを認めますか。

契約課長

先ほどのご説明した中の一部でございますが、詳細部分は説明いたしておりませんでしたけれども、工事費内訳書の提出についてという文書をホームページに掲載しております。この文書の中で明確に規定しておりますのが、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること、それから工事費内訳書の合計金額を算出するにあたり、値引きにより入札金額と一致させているものは無効とするといったような掲載をしております。例といたしましてそのホームページに掲載しております文書の中で例えば大きくいくら値引きという形でマイナス表示は駄目ですよといった例示までして掲載いたしているところでございます。

川上委員

書いてあるでしょう。どこでもだいたい書いてるんです。例えば少し拾ってみただけど、一関市は工事費内訳書総括表及び積算内訳書と入札金額は同額でなければ無効とすると書いてるんです。それから久留米市、県下第3の都市でうちが第4ということになってるんですけど、久留米市は積算内訳書の合計金額を算出するにあたり、値引きにより入札金額と一致させているものは無効としますということなんです。常識なんです。大前提なんです。これで答弁が揺れるようでは、試行中といえども困るわけです。それで無効なのかどうかと、本市の場合で、一関も久留米市も無効と書いてるでしょう。本市の場合、先ほどからの答弁では一致させなければならないと言うんだけど、無効と答弁をしかかったらちょっと待てでしょう。これを

どう考えられますか。

契約課長

先ほど申し上げました件につきましては、総合金額の場合に、これが不一致の場合という形でお答えさせていただきまして、先ほどから値引きによる表示ですね、内容の値引き、マイナス金額というのは無効とするという項目を設けておるということでございますので、先ほど答弁させていただきました全体の金額が不一致の場合は、確認をさせていただきたいということをお知らせいただきまして、入札制度検討委員会できちっとした形をとって入札に挑みたいというふうを考えております。

川上委員

個別なところで値引きがあると無効にしますと言ってるでしょ。値引きをするのは応札額と、それから積算額が違ってることが前提なんですね。違ってるでしょ。値引きによって数字を合わせてるわけですから。だから、数字が合っていないわけですよ、値引きをするということは。数字が合っていない場合にあなた方は無効とすると言ってるんだから、値引きがない場合でも数字が合わない場合は無効ですよ。今言ってることは、私の言ってることは受けとめてもらえると思うんですよ。だから、何のための工事費の内訳書なのかと、積算能力の向上、それから不正の排除ということで義務づけてるんでしょう。だったら、合わない場合は無効というふうに明確にするべきだと、あなた方も恥ずかしそうに半分は無効と言ってるじゃないですか。堂々と無効というふうに言わなきゃならないと思います。それで、この工事内訳書の取扱い、これは市が保有する文書、あるいは保有すべき文書ということになるんですね。ですから、これはもう公文書ですから情報公開の対象になります、と私は考えます。執行部としては、これは情報公開の対象になると考えるかどうか、お尋ねします。

契約課長

積算内訳書の公表につきましては、提出された積算内訳書に会社の企業等の秘密なりプライバシーが存在しているものと考えております。この点を踏まえまして、他市等の状況や情報公開担当部署とも協議しながら慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

川上委員

まだ対応のことは聞いてないんです。この工事費内訳書、あるいは積算内訳書は情報公開対象文書かと、考えるかということをお聞きしました。もう一度答弁求めます。

契約課長

情報公開の対象となる文書だというふうに認識しております。

川上委員

そのとおりなんです、当たり前の話。このことを入札に応札しようとする業者の皆さんが分かっているかということがあろうと思うんですよ。分かってもらっておるか、分かっておられますか。

契約課長

この点につきましては、そこまで情報公開対象となる旨の記載した形で入札公告、そういったものには記載いたしておりませんので、具体的にそこまで伝わっているかどうかは分かりませんが、明確にそういう形でお伝えはいたしておりません。

川上委員

情報公開条例があるから当たり前だということではいかんと思うんですよ。業者には、きちんと情報公開の対象になるということをお知らせだけではなくて、私は文書で明記しておいたほうがいいと思います。鹿児島県は随分以前に、この工事費内訳書の提出を義務づけておるんだけど、その中で提示された工事費内訳書は入札関係書類、公文書扱いとして保管し、情報公開の対象となりますと、提出された工事費内訳書の引き換え、変更または撤回、取消しは認めません、提出された工事費内訳書は必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がありますと、こ

ここまで明記しています。これは、そんなはずではなかったという争いの余地を残さないためにも必要だと思うし、それから先ほど目的の2つ言われた2つ目の不正の排除にも資するというように思うんですね。今後、情報公開の対象となるんだということを明記されてはどうかと思うんだけど、答弁を求めます。

総務部長

先ほどお答えいたしました、本市の情報公開条例、この中での対象文書であることについては間違いはないということでお答えをさせていただきました。後の公開をするか否かということにつきましては、8条項目ございまして、業者さんの競争性、そういった部分もございまして、この公開については今のところ踏み切っておりません。今後は他市の条例と実情等を調査、また本市の状況を勘案する中で、公開に踏み切るか否かについては検討させていただきたいというふうに思っております。

川上委員

福岡県では既に情報公開審査会で、情報公開請求に対して部分開示と、その開示が小さすぎるということで異議申し立てがあつてね、争いになってるんですね。それで一部については、非開示幅を狭めるという決定が行われたりしています。当然ながら8条の3項ですか、対象になる部分もあるかもしれません。しかし、業者の皆さんが応札時に自分が市に出す文書は、情報公開対象文書であるということを知らなかったとかというようなことがないように明記してはどうかということ言ってるんです。それについては答弁がありません、どうですか。

契約課長

繰り返しになりますが、積算内訳書の公表につきましては、提出された積算内訳書の中の詳細な部分に会社の企業上の秘密なりプライバシーなりが存在してるものと考えております。この点を踏まえまして、また他市の状況や情報公開担当部署とも協議しながら、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:45

再 開 10:45

委員会を再開いたします。

契約課長

明確に記載するかどうかにつきましては、慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

川上委員

慎重にとかじゃなくてね、もう当たり前なことなんだから、書いて悪いことは何もないわけ。なぜこんなことを金額が一致しない場合はどうかとかね、それから情報公開の対象かとか、どう考えるかというようなことを聞いたのはですね、全体の入札制度改革、透明性、競争性を確保する上でいろんな努力してるんだけど、この工事内訳書がかなり鍵を握ってるということから言ってるんだけど、実はこの工事内訳書については相当厳密に考えていかないと、これを破っていくことができるわけですね。これで談合がもう絶対できんかということではないわけですよ。4年前、佐賀県が住之江港の浚渫工事というのを発注したんですね。ある業者が、電子入札なんですね、入札するときに工事費内訳書を添付してきたわけですよ。ところが、1通ではなかったわけですね。自分の会社以外の会社の工事費内訳書も一緒に送ってきたわけですよ。有名な話なんです。当然、告発するんですよ、それで指名停止まで至るんだけど、だから工事費内訳書が出れば、先ほど言われた不正の排除が自動的にできるとも考えられていないと思うんだけど、相当な決意を持ってこれについてはあたっていかないと談合は根絶できないということだと思えます。この工事費内訳書の提出についてさらに厳格にかつ7000万円

以上ということなただけとも、さらに金額を引き下げるとかですね、対象を広げるというふう
に考える必要があるとも思いますけども、執行部のほうはどう考えられるか、お尋ねします。

契約課長

今後の工事費内訳書の拡充等についてはどう考えているかという質問でございますが、今現在
条件付一般競争入札の拡充等の検討を行っております。これとあわせて検討していきたいと
いうふうに思っております。

川上委員

リンクさせながら、関連させながらというのは分かりますけども、そういう意味では急いで
研究を進めて実施してもらいたいと思います。

それから、先だってから総務委員会で私は談合情報が寄せられた場合は、内容の検討もいる
でしょうけども、公開する必要があると、公開されませんかというふうに申し上げておりました
けども、検討するという答弁だったと思うんですね。検討の状況をお尋ねします。

総務部長

質問者のほうから談合情報の開示等ということで、積極的な公開というようなことを含めて
のお話をいただいております。これにつきましても、入札制度、先ほど課長申しましたけども
見直しをやっておりますが、その中でいま検討を進めておりますので、もうしばらくお時間を
いただければと思っております。

川上委員

この間に、前回総務委員会以降でもいいですけども、談合情報は寄せられていませんか。

契約課長

寄せられておりません。

川上委員

では次の質問に移りますけれども、5月10日執行で上下水道局で堀池浄水場浄水施設新設
実施設計の委託の入札が 있습니다。その内容については把握されてますか。

契約課長

上下水道局の案件でございますが、基本計画業務委託を平成18年5月に指名競争入札で発
注し、堀池浄水場浄水施設新設実施設計委託をことし5月に指名競争入札で発注したところと
いうふうに聞いております。

川上委員

その落札率はいくらですか、聞いてますか。

契約課長

詳細については把握いたしておりません。

川上委員

落札をしたのは、日本上下水道設計株式会社、予定価格3584万7千円に対し1回で決ま
ったんですが、落札額は1430万円、率にして39.89%、かつて上下水道局が経験したこ
とのない低さなんですね。その次の落札率の高いのは、アジアエンジニアリング株式会社が6
2.20、その次が(株)ニュージェック74.20なんですね。ここのところじゃないでしょうか
ね、だいたい。ところが10社入札なんだけど、今3社申し上げました。あとの7社は、どう
いう数字かというんですね、94.84、98.18、99.98、99.86、99.86、97.
07、八千代エンジニアリング株式会社に至っては100%と、予定価格事前公表ですよ。こ
ういう低い委託において、低い落札率が市長部局で例がありますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 53

再 開 10 : 53

委員会を再開いたします。

契約課長

役務のコンサルタント業務の発注に関して、低い落札率があったかということでございますが、いま手元に資料を持ち合わせておりませんが、40%前半のところでの落札はあっておると記憶いたしております。

川上委員

39.89%ですから、30%台なんです。市長部局でそういう40%台の低いのがあったと記憶しておるといことなんですが、それは年度内に何度もあることですか。

契約課長

市長部局でそんなに多くのケースがあるかということでございますが、市外発注の役務のコンサルタント業務でそういった応札が時々起こっているようでございますが、発注件数そのものがあまり多くございませんので、よく起こっているという形で認識はいたしておりません。

川上委員

異常と思わなければならぬでしょう。例えば、いま言った堀池浄水場ですけどね、予定価格は3584万7千円なんです。ある有力な企業は、100%でなければ、その仕事ができないと言っている。3584万7千円ないと仕事ができないと言ってるわけですよ。ところが、日本上下水道設計株式会社は1430万円で仕事ができると言っている。企業努力ということでしょうけど。どういう企業努力をしたら、こういう数字で仕事ができるのかと、品質は確保できるのかということをお聞きしたいと思っておりますよ、こういう数字の場合。市長部局の場合、40%があると言われましたけど、どうしてそんなに安いんですかということをお聞きしたいですか。

契約課長

40%前半での落札した業者のほうにそういった中身を大丈夫かという確認をしたかということでございますが、確認はいたしておりません。

川上委員

建築、土木関係については最低制限価格を設定しますね。品質を確保しなきゃいけないでしょう。委託の場合はそれがいいわけですよ。ですから、普通でないような低い額が入った場合は、私は聞いて当然と思うんです、大丈夫かと。今後聞くようにしようと思われませんか。

契約課長

低い入札があった場合につきましては、今後検討をしたいというふうに考えております。

川上委員

検討するんじゃなくて、落札率が非常に高い場合はもう聞くようにしてるでしょう。どうしてこんなに高いのかと、事情を聞くようにしてるでしょう。してませんか。

契約課長

高い落札率の場合事情を聞くかということでございますが、事情を聞くようにはいたしておりません。

川上委員

過去の総務委員会で高いから聞いたと、どういう事情で高いのか聞いたという答弁があるじゃないですか。ルールにはなっていないけど、その時だけしたんでしょうかね。それはまた別の機会に資料も示してお話したいと思うんですけど、私はやっぱりちゃんと聞くべきだと思います。大丈夫かと、入れ間違っただけじゃないかと、談合情報であったでしょう、札を談合したのに札を入れ間違っただけという情報があったじゃないですか。それが事実かどうか別にして。談合で字を書き間違えることがあるんですね。だから一方では、100%とか99.86、99.98とかあるでしょう。そういうことも含めて、この堀池浄水場の場合はですよ、市長部局でこんなことが起こったらあなた方はそんなにのんびりしてないでしょう。こんな数字が出てきた

らてんてこまいするでしょう。しかし、上下水道局は落ち着いたものですよ。私は聞いた、去年1年間、コンサル委託の状況はどうかと。9本あったと言うんですね。70%台が3本、60%台が3本、50%台が3本、一番低いのが53.8です。40%台はありませんという話なんです。こっちは30%台ですからね。水道局は落ち着いてるんです。だからここは総務委員会なんで、きょうはたまたま上下水道がきてませんけど、あなた方がやる入札制度改革を見習って向こうもやるわけでしょう、上下水の方も。ですから、いつも言うことなんだけど、事件はだいたい上下水で起こってるわけですよ。岩崎浄水事件、そうでしょう。あそこで起こってる事件を止めるためには、上下水自身ががんばらんといかんけども、市長部局の入札制度改革が急速で相当厳しくないとおそこの問題は止まらない。岩崎浄水場事件はまだ、私は湯気がたってると思います。今上げた企業の中にもね、岩崎浄水場事件の関連で名前が出た会社があるんですよ。ですから、私は市長部局の入札制度改革を本当にがんばらないと、市民に申しわけないという事態は続くと思いますので、要望して質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査ということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

案件に記載のとおり、執行部から、6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「指定管理施設の評価について」、報告を求めます。

総合政策課長

指定管理施設の評価について、ご報告申し上げます。指定管理施設の外部評価につきましては、平成21年3月に条例改正を行いまして、21年度に初めて実施したところでございます。21年度に評価を諮問しました施設はお手元に配布しております資料のとおり、飯塚市穂波福祉総合センター、飯塚市健康の森公園市民プール、飯塚市立図書館の3施設で、それぞれ17項目について評価を受けております。評価委員会は2回開催され、施設所管課のヒアリング並びに委員相互の意見交換等を行い、最終的評価を行っていただいております。その経過を経まして、評価委員会より答申を受けました評価結果につきましては、総合政策課より各施設所管課へ通知を行い、各所管課はそれぞれの指定管理者へ通知を行うとともに、改善点の指導を行い、より一層のサービス充実を図っていくこととしております。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市目尾地域振興基本計画(健康の森公園整備事業)検討委員会中間報告書について」、報告を求めます。

総合政策課長

飯塚市目尾地域振興基本計画（健康の森公園整備事業）検討委員会中間報告書について、ご報告申し上げます。

平成21年6月議会で設置条例の議決を受けました、飯塚市目尾地域振興基本計画（健康の森公園整備事業）検討委員会を設置し、合計4回の委員会を開催いたしました。委員会ではこれまでの経過説明や意見交換等を行い、本年3月に検討委員会より本日配付しております中間報告書の提出がっております。報告書ではこれまで実施してきた2回の見直しと今回の見直しについて、その内容を列記しております。

今回の見直し結果につきましては6ページに掲載をしておりますが、まず1つ目といたしまして市営野球場の建設計画を中止すること、2つ目といたしまして健康の森公園整備事業を一時凍結はするが、未整備の用地は、将来の公共施設用地として確保しておくこと、3つ目といたしましてその未整備の用地の活用方法については予定整備計画額の25億円を基に、本市の財政状況を勘案して幸袋及び目尾地区の振興・発展のために、今後、当検討委員会で計画案を協議すること、4つ目といたしまして公共施設用地は当面、地元住民等の要望に応じて広場として活用すること、以上を確認するとともに、本中間報告書に明記しております。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

2、3お尋ねをします。6ページにかかわるんですけども、検討委員会の中間報告ということなんですが3番がちょっと分かりにくいんですね。ここを少し説明してもらえますか。

総合政策課長

未整備用地の活用方法についてということでございますが、この第1回の見直し計画によりまして、事業計画額が現在約25億円残っております。これにつきましては用地買戻し費用も含んでおりますが、これはあくまでも計画に残っておりますので、これを基本といたしまして、今後飯塚市の財政状況等を勘案して、再びこの時期が来ましたら、当該検討委員会において計画案を検討していくというふうなことでございます。

川上委員

分からないんですよ。一番分からないのは計画額が約25億円残っているという意味がよく分からんわけです。25億円どこかにお金があるという意味ですか。どういう意味ですか、これは。

総合政策課長

25億円の内訳といたしましては、現在の計画に残っております市営野球場の総事業費、建設費が用地費も含めまして17億6700万円でございます。次に、多目的施設が2億5000万円、そして下水道整備計画が5億円。その他といたしまして公共施設用地の取得、これはあくまでも用地の取得費でございます。区域外用地でございますが、これが1億4500万円。それと本市の浮揚発展のために活用する土地、これにつきましては、いま一部造成をしております工業団地に充てる予定の土地でございますが、この買戻し価格が6億700万円と、これが合計で32億6900万円となります。このうちの多目的施設の2億5000万円、それと下水道整備計画、22年度で終了予定でございますが5億円、これを差し引いたところが約25億円というところでございます。

川上委員

合併直前に旧飯塚市が駆け込みで見直したんですよ。60億円くらい残ってた事業費を半分にしたじゃないですか。その上に立って計画額が約20億円残っておるという意味が分からんわけです。前の見直しとの関係で、もう少し分かるように説明ができませんか。

総合政策課長

今の金額につきましては、目尾地域振興基本計画の前回の報告書でございますが、事業内容

の変更前及び変更後の比較一覧表の中にも明記をいたしております。質問者おっしゃいますように、65億円くらいあった事業費を32億6900万円に縮減をいたしております。その内訳といたしまして、いま申し上げました市営野球場が17億6700万円、多目的施設、いま完成しておりますが、これが2億5千万円、下水道整備計画が5億円、その他といたしまして、区域外の用地取得といたしまして1億4500万円、本市の浮揚発展のために活用する土地、これの買戻し価格が6億700万円、合計が32億6900万円として計画の中に載っているということでございます。

川上委員

飯塚市がもうお金があり余ってて、あとこれだけ使うんだというように聞こえるんですよ。2番で健康の森公園整備事業は凍結すると書いてるじゃないですか。一時と書こうが、永久と言うか分かりませんが、凍結というのはいつか溶かすことがあるという意味でしょう。だから一時とか書く必要ないんですよ、凍結するで。何で一時と書くのかと。事業は凍結するのに未整備用地は活用すると。何に活用するんですか。事業はストップするんでしょ。凍結なんでしょ。いつか起こすかもしれないんでしょ。しかし起こすかもしれない土地は何かに使おうってということなんですね。どういうことを考えておられるんですか。

総合政策課長

未整備用地につきましてはいま何かに活用するということではございませんで、財政状況等を勘案して計画案を練るときが来るまでは、そのままの状態を持っておくということでございます。

川上委員

3番の4行目に、今後検討委員会において計画案を協議するとなってるでしょ。この今後とはいつのことを言ってるんですか。

総合政策課長

現段階においては未定でございます。

川上委員

一言申し上げたいと思います。私は2004年の6月議会で、この目尾地域振興計画健康の森公園事業について質問しました。健康の森公園事業の一つ一つについて、例えば野外保育広場とか保育園の児童をわざわざあそまで連れて行って遊ぶ広場をつくるとか、それから、市民プールはあそこに移すとか、いろんなことについて聞いたんだけど、基本的にこの段階で本市の経済状況からいえば破綻しかかってたんですね。2004年度というのは一円も健康の森公園事業について予算を計上していなかった、そういう年なんです。しかかっていたというか、破綻しておったんでしょ。事実上この年は凍結だったんです。ですから、私は地元の方々、市民の方から意見を聞いてね、抜本的に見直すべきだというふうに思ったので、そのように質問しました。そしたら、現在副市長の田中副市長が当時は企画調整部長だったんですが、こう答えておられるんですね。「これを見直す、仮に見直すとした場合には、まず住民の方、それもしかかも地元の住民の方なり議会の方にご相談申し上げて、また新たな提案なりとか新たな計画というものを提案いたしまして、当初の計画を変更、もしする場合は、そういう手順が必要であろうというふうに考えております。ですから、この見直しを新たに提案するまでは現在の計画で粛々と実施していくというのが現在の考え」と。だからこの当時は見直しするまでは現在の方針でいくぞということで、だいぶ金使ったんですね、実はそのあと。止めて見直すということなんですね。もうそうせざるを得ない市の財政状況になっておると思うんだけど、止めて見直すというのは一歩前進かと。見直すまではやるというよりは、と思うけど、こういう3番のようなよく分からんことを載せてね、今後25億円も金をつぎ込む余地は残していくと。合併特例債が使えるんだったらやろうとか、有利だからとかいうことを残していくんですよ。行財政改革推進室は緊張せないかん、こういう数字を見たときに、と思います。ちょっと不安

が残るんじゃないかと。皆さんの行革を進めようという立場の人からいうとね、と思いますので、それをちょっと指摘しておきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度コミュニティバスの運行状況等について」、報告を求めます。

総合政策課長

報告事項平成21年度コミュニティバスの運行状況について、ご報告申し上げます。

平成21年4月1日より全市的に運行を開始いたしましたコミュニティバスにつきまして、21年度の乗車人員等の集約ができましたので報告するものでございます。お手元に配付しております資料によりご説明申し上げます。本コミュニティバスは穂波地区ふれあいタクシーを含め、全11路線ございます。ふれあいタクシーは早朝の往復1便、コミュニティバスは各路線ごとに6便を設定いたしまして、全60便を運行しております。配付しております表には各路線ごとの月別の合計乗車人員、並びに1日平均乗車人員と1便平均乗車人員を記載しております。この集計から最も利用者が多いのが穂波北廻線で、最少が頼田庄内中廻線となっております。なお年間合計乗車人員数は77,933人となっております。資料の2枚目には運賃収入状況を掲げております。バス車内での現金収入が403万6,730円、回数券販売収入が278万3,000円、定期券販売収入が132,000円、合計で695万1,730円となっております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「嘉飯にぎわい交流都市圏構想について」、報告を求めます。

総合政策課長

嘉飯にぎわい交流都市圏構想について、ご報告申し上げます。

お手元に配付しておりますページ色のパンフレットを用いまして、ご説明申し上げます。パンフレットを開いていただきまして、左側のページをお願いいたします。まずこの構想につきましては飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町と福岡県で構成しております嘉飯都市圏活性化推進会議におきまして策定したものでございまして、嘉飯地域の自然、歴史・文化、産業、大学、人的資源など、豊富な地域資源を活用し、1つの都市圏として共通の将来像のもとに、行政だけではなくまちづくり団体や地域住民などの方々とともに、地域全体が一体となって進めていこうという構想でございます。

次に、右側のページをお願いいたします。この構想におけます嘉飯地域が目指す将来像といたしまして、上段の説明部分の下2行の部分に記載をしておりますが、多くの人々がまちに集い、「交流」することによって一層活性化され、まちや人々の心や暮らしが活気や活力で溢れる「にぎわい」のある地域として発展していく、そういったものを嘉飯地域の目指す将来像として掲げております。

また、中段以下に記載しておりますが、このにぎわい交流都市圏の将来像につきまして、5つの視点からその方向性を示しております。交流という視点では、豊かな地域資源に魅力を感じて嘉飯地域外から多くの人々にお越しいただいて交流していただく地域。活力という視点では、地域住民が連携して積極的に地域づくり等にかかわる活力あふれた地域。以下、快適、教育、誇りの各視点でその方向性を示しております。

今後の取組みにつきましては最後のページに記載いたしておりますが、6つの戦略的プロジ

エクトを検討しておりまして、今年度につきましてはこの中から2つのプロジェクトを先行して進めていきたいというふうに考えております。まず食のにぎわいのプロジェクトでございますが、「お菓子」に代表される食文化をキーワードといたしまして、イベント等の開催やお菓子・特産加工品の開発等を通じまして、この地域の魅力を広くアピールしまして、地域イメージの向上と交流人口の拡大を図りたいというふうに考えております。それと、川のにぎわいのプロジェクトについてでございますが、「遠賀川」を活動の場といたしまして、地域団体等の皆さんが花の植栽活動を通じて連携・交流することによりまして、より多くの地域住民に遠賀川に親しみを持っていただけるようにしたいとこのように考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ふるさと応援寄附（ふるさと納税）について」、報告を求めます。

総合政策課長

ふるさと応援寄附（ふるさと納税）について、ご報告を申し上げます。

平成21年度のふるさと応援寄附事業につきましては、寄附金の総額は565万5,000円でございます。寄附をしていただくにあたりまして、寄附者にその活用方法を決めていただくことにしております。活用方法は5種類ございまして、「お祭り・観光・新しい産業づくりを応援したい」と題しました産業・経済の活性化事業への寄附が315,000円。「未来を担う子どもたちの成長を応援したい」と題しました教育・文化の充実の事業への寄附が605,000円。「人にやさしいまちづくりを応援したい」と題しました市民福祉の向上事業への寄附が495,000円。「住みやすいふるさとづくりを応援したい」と題しました生活基盤の充実・環境整備事業への寄附が435,000円。「なんでもよか、ふるさといいづかを応援したい」と題しましたすべての事業への寄附が380万5,000円で、合計50名の方より寄附をいただいております。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

10人の方から565万5,000円ということなんですが、これは先ほど何に使うというジャンルと金額を言われましたけど、この565万5,000円をどういうふうに具体的には割り振って使うんですか。

総合政策課長

寄附をいただいた方は50人でございます。どのように使うかということにつきましては、いま申しあげました5つの産業・経済の活性化、ほか何でもいい事業というまで5つに分けておりまして、それぞれの予算項目の中に充当していきたいというふうに考えております。

川上委員

質問がちょっと、仕方も難しかったし答え方も難しかったかもしれないけど、要するに一般会計に繰り込んで、そして各科の予算に振り分けていくと、新しい事業を起こすのか、今までやってた事業に組み込んでいくのかね。その場合もともと予定していた予算は減らして、もらった分を充ててということになるのかね。新しい事業にお金を使うのか、あるいは今までやったやつに上乗せするのか、そのへんのお金の流れ、それを聞きたいんですけど。

総合政策課長

21年度分につきましては21年度の事業の中に充当していくと。上乗せということではございません。

川上委員

21年度分でもう使ってしまったということなんですよ。それは新たな事業に使ったのか、もともとやってるやつに予定していた予算をそれに差しかえたのか、あるいは上乘せしたのか、そののちをちょっとお尋ねします。

財政課長

このふるさと応援寄附金をあてにして、新規に事業を組み立てたということではなくて、21年度にあてにじゃなくて、別にその新規にこういう該当事業を取り組んだものもありますし、既存のこういう、例えば教育ですとか、一般財源を充当して取り組んでいる事業がございますので、そういった事業に充当をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

川上委員

ふるさと応援寄附、ふるさと納税した人にとってはね、自分が応援したお金がどのように使われていったのかというのが分かりやすくならんといかんと思うんですよね。もう続かないですよね。だからそういう意味では今のもちっと分かりにくい。こういうふうに使わせていただきましたというのをホームページに載せるとかね。皆さんからもともとこういうものを予定してましたと。皆さんからこういうお金が来ましたのでこれに一部充てたので、出そうと思ってたお金は出しませんでしたというようなことがあるわけですよ。新規がないというわけですから。だから本当におまつりとか子どもの教育とか福祉のために使われたかどうかよく分らないのじゃないですか、今そういうお金の使い方をしてると。そうすると、ふるさと応援のお金を継続的に出そうという意欲は薄れるんじゃないでしょうか。どう思われますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:37

再開 11:37

委員会を再開いたします。

総合政策課長

寄附金の使い道につきましてはホームページのほうにも掲載をしておりますし、寄附をしていただいた方に対しまして、文書をもちましてこういう事業に使わせていただきましたという報告もさせていただいております。

川上委員

もう最後にしますけどね、だから分かるでしょ。単費でやろうとしていた事業があったとして、国から補助金が来たので付け替えますと、よくやるじゃないですか。そういうことになったらんかと。だから応援寄附金によってプラスアルファのことになったのかどうかを明らかにしないといけないんじゃないかと。なってないわけですよ、プラスアルファのことには。そこを聞いて、どうなってるかの事実をホームページできちんと。だから、例えばなってないんだったら皆さん方から565万5,000円もらったので、単費で用意していたもの、一般財源はもう出さないで済みましたと。それは鯉田工業団地に入れたとか言わんでいいですよ。だから、そういうお金の流れを正直に明らかにしてね、非常に助かったというんだったらそのようにホームページには書く必要があるんじゃないかと思って聞いてるんですけど、どうですか。

総合政策課長

いま質問者おっしゃることにつきまして、今後他市はどういうふうな処理をしてるかというようなことも検討したいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化基本構想について」、報告を求めます。

商工観光課長

平成22年3月に作成しました中心市街地活性化基本構想について、説明をさせていただきます。本日配布しました飯塚市中心市街地活性化基本構想報告書を願いいたします。

表紙を開いていただき、目次を願いいたします。本構想の構成につきましては、第1章におきまして中心市街地を取り巻く本市の概要を記載し、中心市街地の現状を整理しております。第2章において中心市街地の検討対象区域を設定し、第3章から第4章にて、当該設定区域における課題を整理し、活性化の目標・ビジョン及び活性化施策の方針案を設定しております。第5章から第7章において、活性化施策実現のための展開、指標、整備メニュー等について記載し、第8章において今後の取組み課題について述べております。末尾に平成22年2月に開催しました地元住民懇談会・市民ワークショップの開催概要を添付しております。なお、目標・ビジョン及び活性化施策の方針案の設定にあたりましては、平成11年3月策定の旧法中心市街地活性化基本計画の課題及び過去2回のアンケート調査の結果、平成22年2月に開催した地元住民懇談会の内容等を踏まえ、設定しております。

内容について、ご説明いたします。26ページを願いいたします。検討対象区域につきましては、内閣府が指導しております中心市街地の要件を踏まえつつ、商店街と一体性を有する商業区域及び中心市街地の活性化をより効果的に図るため、飯塚駅、地方卸売市場を含めた区域を設定しております。

32ページを願いいたします。本市では、平成11年3月に旧法における活性化基本計画を策定しておりますが、その概要を記載するとともに、33ページ以降で簡単ではございますが、その総括を行っております。旧法におきましては、商業振興が中心でございましたが、中心商店街の現状等、十分成果が上がっていないのが現状です。

36ページから38ページにかけて、アンケート調査の結果を記載しております。

44ページを願いいたします。右側に「中心市街地活性化の目標と取組み」を記載しております。目標としましては、「やさしさあふれる『おもてなし』と『なごみ』のやすらぎ空間創出」、副題としまして、「賑わいとふれあい、安心・安全とチャレンジの場づくり」としてあります。これに基づき、2つの基本方針を設定しております。基本方針の1、「生活と観光が融合した『おもてなし』と『やさしさ』のまちなかづくり」、基本方針の2、「物語性のある『まちあるき』の環境づくり」、この2つの基本方針に沿って、15の活性化施策を提案しております。内容につきましては、新法の趣旨に基づきまして、「街なか居住の促進、定住環境の整備」及び「商業振興」、「西鉄バスセンターや道路整備等、都市機能の拡充」の3つを柱に検討しております。

47ページを願いいたします。活性化施策を3年以内実施するもの、5年以内実施するものに色分けを行い、検討対象区域に落とした展開図でございます。

最後に59ページを願いいたします。今後の取組み課題を各項目ごとに整理しております。火災跡地につきましては、街なか居住の推進と商業の活性化の両面から検討を行うことを提案し、また、当地区は水害からの復興を果たしたことを大きな特徴として、安全・安心のまちづくりの視点をもって取り組んでいくこと等を記載しております。

以上が基本構想の概要となりますが、本構想につきましては、今後、中心市街地活性化基本計画を策定するための検討材料として、市民のみなさまに積極的に周知していきながら、地域の皆様や地権者の方、商工会議所を始め事業の実施主体の方等を交え、地域ぐるみで活性化に向けた具体的な事業の組立てを行っていきたいと考えております。また、事業の組立てにあたりましては、民生活力を十分に活用するとともに、飯塚緑道公園や嘉穂劇場などの既存施設を有効に利用しつつ、国、県等の支援メニューを効果的に活用していく必要があると考えております。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

これは国の支援が前提となる構想ですか。

商工観光課長

この計画の基本的な考え方といたしましては、民間活力の活用、既存施設の有効利用、国県の支援メニューの有効活用を柱としております。

川上委員

この構想を県あるいは国が認めると、財政的な応援が決まるということですか。

商工観光課長

この計画を実施するにあたりましては内閣府の認定が必要になりますが、認定後においては国の支援内容が明らかになるということになります。

川上委員

今のところ支援するという話はないんですね。

商工観光課長

現段階では具体的な事業等の提案をしておりませんので、計画を策定するのと並行して内閣との協議ということになります。

川上委員

ですから、認められた場合は国からお金が出るのかということを知りたいんですよ。

商工観光課長

失礼いたしました。認定を受けると国等の補助金が支出されます。

川上委員

どのくらい出るんですか。

商工観光課長

事業の内容にもよりますし実施主体等にもよりますが、メニューとしましては国の窓口が内閣府でございますので、各省の事業メニューとプラスアルファ、この認定に伴う上乘せ等の事業メニューがございますが、具体的な事業を協議する中でどれくらいの事業費が出るということも明確になるかと考えております。

川上委員

あまり国の財政出動は期待しないほうがいいと思うんですよね。目尾振興計画地域振興計画でも当初145億円、その後133億円か。特開事業とか別にすれば国からお金をもらわないでジャンジャンやったわけじゃないですか。今日の市の財政危機に至ってるわけでしょ。これを3年以内に実施するとか5年以内に実施するとか平気で書いてるんだけど、これに要する事業費はどれくらいと考えてますか。

商工観光課長

事業費につきましては現在構想段階でございますので、現段階では具体的な事業の組立てができない状況でございますので、算出までは至っておりません。

川上委員

そんなことないでしょう。この構想をつくる時に財政のこと何も考えないでつくったということはちょっと考えられませんね。何十億円、百何十億円かけるつもりなのかね、ちょっとお尋ねします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:50

再 開 11:50

委員会を再開いたします。

経済部長

事業費の積算につきましては、ただいま商工観光課長がお答えをいたしました。この中心市街地の活性化基本計画を策定する段階で、民間の活力を中心に積極的に活用したいという基本的な考えは持っております。そうした中で例えば一つ例をとりますと、火災跡地の開発事業につきましては一定市民の皆さんからもご要望が出ております住宅の建設というふうなものをこの構想の中では1つの課題、テーマというふうな形でとらえさせていただいておりますけども、具体的に住宅の建設、下のほうに商業施設を入れるのか、民間の開発業者がどのようなことを考えるかということについては今定かではございません。でありますから、建設の規模等々も積算の大きな要素になってまいりますので、具体的な事業費については現段階で積み上がっていないという状況でございます。

川上委員

そういう仕事の仕方でいいでしょうか。3月の予算特別委員会で、例えば永楽前広場とかね、それから東町駐車場の土地の問題との関係でお尋ねしたことがありましたけど、時間が経ったら分からなくなるんですね。本市が財政が非常に厳しいと言ってる段階で合併特例債があと470億円ですか、賞味期限あと5年という状況で、あなた方が国から来る金がどのくらい来るか分からない、民間が今のような状況の中でどれだけその力がありますか。諸外国はこういう状況の中でも経済危機の中でもがんばっているけど、日本のダメージが一番大きいじゃないですか。地元が多い中小企業は特にダメージが大きいわけですよ。どういうことを考えてるか分からないけど、いくらお金がかかるか分からないけども絵は描いたと。第2期齊藤市政の方向と矛盾するんじゃないですか。額を本当に何にも考えないで、議会とか市民にこれを示していくつもりですか。

経済部長

今後の中心市街地の活性化基本計画を策定までの具体的、具体的なといいますか、取組みにつきましてちょっとご説明をさせていただきたいと思いますが、現在5月の初旬の段階で今後のこうした大きな計画を進めていくにあたりまして、庁内に中心市街地活性化の連絡調整委員会というのを部局を横断した組織で設置をいたしました。この組織を中心に庁内の横の連絡調整を図りながら、今後は具体的に各常任委員会にご報告ののち、具体的な作業に取り組んでいくわけですが、そのために6月に入りましてから中心市街地の活性化の検討会議というものを、外部の横断的な組織として設置をいたしたいというふうに考えております。先ほど商工観光課長が申しましたように、この構想自体はこうした今後の基本計画策定のたたき台、検討材料ということで計画の策定に活用いただくための資料として作成をいたしておりますので、今後その検討会議の中で具体的な事業の方向性などをご検討いただきながら、具体的な事業費総額の概算、試算というものは早急に積み上げてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

そろそろあれなんです。我々は最近のことで言えばですね、やっぱり目尾地域振興計画、健康の森公園整備事業の破綻からきちんと学ぶ必要がある。あのときは特開とかもあったかもしれないけど、有利な借金があります。こんだけ借金しても後で借金返しの分は後年度地方交付税の中に入れてますからね。それを信じられないのに信じたような形をとってね、やって今日に至っているわけですよ。先ほど報告があったように、事業規模から言えば25億円くらい残っているけれどもね、凍結すると言ってるときですよ。まさに同じ日に総務委員会にあなた方はいくらかかるか分からないけど、こういうのを3年以内5年以内にやるんだというのを出してるんですよ。市長、矛盾があるんじゃないですか。市にお金がいっぱいあり余ってしょうがないならいいですよ。アルバイト生活をしている32才の青年の預金通帳、18,306円全額差し押さえたりしてるんですよ。そういうときにね、いくらかかるか分からないような絵を描いて、あなた方しかももういないじゃないですか、5年後には。私は矛盾があると思う。

市長はどう思われますか。

経済部長

具体的に先ほど少しご説明申し上げましたが、いわゆるこの事業計画につきましては民間事業者を中心に考えていきたいということについては基本的な方針は変わりません。でありますから、民間事業者、それから行政がどうした部分の整備を行うのかなどを今後そうした任務分担の役割分担が明確にならないと、どのような私どもが先ほどから掲げて方向性を出しておりますこの構想が具体化の案としてできていく中というのは先が見えないという部分もございますので、そうした検討を重ねる中で事業費につきましては使う補助メニューによって、全くもって一般財源の投入額も変わってまいります。これが民間事業者でやる場合、公の行政がやる場合、全くその財源比率が違って負担財源率が違ってくるわけでありまして、ですから、総事業費といえますか事業費についてはですね、民間事業者と私ども行政、それから地元市民の皆さんのコンセンサスを得る中で、まち中のこういったゾーンについてはこういった施設をつくるんだということについては今から決めてまいりますと、決定をしてまいりますと。方向性、こういったゾーンにしたいということはこの計画の中に構想の中で示させていただいておりますけれども、具体的な実施計画については今後煮詰めていくというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:58

再開 11:59

委員会を再開いたします。

経済部長

説明が不十分で申しわけありません。先ほどからご説明いたしております基本構想につきましては再度振り返りますが、基本計画策定のためのたたき台、検討材料として基本計画策定に向けた方向性を示した資料として作成いたしております。でありますから先ほど申しましたように、国、内閣府に申請をいたします基本計画策定につきましては、今後取り組んでいくわけでありまして、確かに質問者ご指摘のとおり、内閣府に申請する際には民間企業者がどうした財源の裏づけでその計画を実施しようとしているのかなど詳細なチェック、それからまちづくり全体の流れ、方向性、それが飯塚市のいま抱えている課題の克服にどのように役立つのか総合的な審査がなされます。そして初めてこの中心市街地活性化基本計画が飯塚市の中心市街地の活性化に即した計画であると認められて、初めて認定の運び、それを受けまして国の補助金等の優遇施策が適用になるという運びになりますので、現段階でこの構想がそのまま国のほうに申請して通るといった内容のものでは全くございません。今から一つ一つ民間事業者がどのような構想、企画を持ってまちづくりの中に参画をしていただけるのかということも含め、市民レベルの中心市街地活性化検討会議の中で鋭意検討を進めてまいりたいということでございます。

市長

飯塚市の中心市街地というこの構想というものはいま部長が言いましたように、今後すべて議会であれ市民であれオープンにしていって、大体どういうまちをこの飯塚市は考えてるんだろうかということを経済的なもの、また中身の絵も含めて出していきたくて、早くこれを委員会の中で報告だけはしておいたほうがいいよという形で、担当の部署のほうも今日の委員会で話させていただいたわけで、ある程度の数字をそこにはじき出してどうだこうだということですね、まだまだ私も実際には聞いておりませんし、こういう考えの中でやっていきたいという考え方は示しておりますけれども、その数字的なもの、また民間がどういう企業が来るのかとか、民間そのものもまだ決まっているわけではございませんし、考え方としてそう

いう方向でやりたいということを考えておりますので、ご理解していただきたいと思ひますし、また委員会の中で委員会がある都度、進捗状況に関しては報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。